

多様な性を尊重します



# 戸田市 パートナーシップ<sup>\*1</sup>・ファミリーシップ届出制度を導入します!

性的指向<sup>\*2</sup>や性自認<sup>\*3</sup>に係る性的マイノリティ<sup>\*4</sup>の自由な意思が尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、**10月11日(火)から「戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を導入します。**届出には予約が必要です。予約の受け付けは10月3日(月)から開始します。 問い合わせ 協働推進課(内線428)

<sup>\*1</sup> パートナーシップ：双方または一方が性的指向や性自認に係る性的マイノリティである2人が、互いをパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合うことを約束した関係 <sup>\*2</sup> 性的指向：人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念 <sup>\*3</sup> 性自認：自分の性をどのように認識しているのかなどを示す概念 <sup>\*4</sup> 性的マイノリティ(LGBTQ)：レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(からだの性とところの性が一致しないため違和感を持つ人)、クエスチョニング(性的指向や性自認が決められない、分からない、決めない人など)の総称

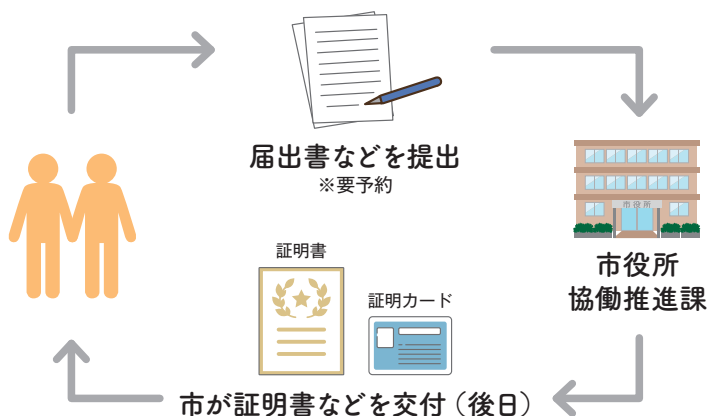
## 「パートナーシップ届出制度」とは?

お互いの関係が「パートナーシップ」である旨の届出書を提出した、双方または一方が性的マイノリティの2人に対して、市から届出受理証明書などを交付する制度です。

## 「ファミリーシップ届出制度」とは?

パートナーシップの届出をする方に子どもや親などがある場合、家族の関係にあることを届出することができる制度です。

## 手続きの流れ



## 対象者(次の全てに該当する2人)

1. 18歳以上であること
2. 市内在住または市内への転入を予定していること
3. 近親者(直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族)でないこと(養子縁組によって近親者となった者を除く)
4. 配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む)がいないこと
5. 届出をしようとする相手以外にパートナーシップやその他類似の関係にある者がいないこと

### ～市民・事業者の皆さんへのお願い～

本制度は、法律上の効果が生じるものではありませんが、人生のパートナーや家族として協力して暮らしていくことを市として尊重するものです。本制度の趣旨をご理解の上ご協力をお願いします。

※制度の詳細は市ホームページをご覧ください

### 制度により適用される行政サービス

- ・記念樹の配布
- ・市営住宅への入居申込



戸田市長  
すがわら ふみひと  
菅原 文仁

制度の導入が、性的マイノリティの困難や生きづらさの軽減につながり、自分らしく活躍することができるきっかけの一つになると考えております。また、本制度の導入を契機とし、性の多様性への理解促進をさらに進めてまいります。

## 性の多様性に関する県の取り組み

### ● 埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例

性的指向および性自認の多様性を尊重した社会づくりに関し、基本理念を定め、県や県民、事業者の責務を明らかにするとともに、性の多様性を尊重した社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めた「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が7月8日に公布・施行されました。



詳細はこちら

### ● にじいろ県民相談

性的指向・性自認に関する悩みについて相談できる「にじいろ県民相談(埼玉県LGBTQ県民相談)」を設置しています。



詳細はこちら